

令和6年度中小企業事業承継加速化事業費補助金 (新規事業挑戦支援補助)

事業承継を契機に新商品の開発や販路開拓などに取り組む県内中小企業者等に対して、新たな事業に要する経費の一部を助成し、企業の成長促進を支援します。



次世代の経営者による 新たな挑戦を支援します！！

補助上限額

50万円

補助対象経費

- ・マーケティング調査に係る経費
- ・新規事業の計画策定に係る経費
- ・IT導入に係る経費 など

補助率

1 / 2

お問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課
TEL：099-286-2951

補助対象者

県内に本店又は本社（主たる事業所）を有する中小企業者等（ただし、みなし大企業は除く。）

補助対象事業（交付要件）

- 1 令和6年4月1日時点で、事業承継（代表者の交代）後、5年未満の中小企業者等が取り組む事業であること。
- 2 風俗営業等の規定及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。

補助対象経費及び補助限度額

補助対象経費	補助限度額等
<ul style="list-style-type: none">・市場調査費 （自社で行うマーケティング調査に係る情報購入費 等）・経営計画策定費 （専門家（認定経営革新等支援機関に限る）の支援を受けて行う新規事業計画の策定に要する経費）・I T導入費 （新規事業のためのI Tを活用したシステム化に要する経費）・研修費（新規事業のための座学研修や実地研修に要する経費）・委託費（専門性が高く、自ら実行することが困難な業務に限る）・広報費・展示会等経費（展示会等の出展に要する経費）・借損料 など	補助上限50万円 （補助率1/2以内）

募集期間

令和6年5月29日（水）から6月28日（金）17時まで

補助事業申請様式等

※申請様式及び詳細については、以下の県ホームページをご参照下さい。
ホーム>産業・労働>商工業>経営支援>事業承継>令和6年度中小企業事業承継加速化事業費補助金の募集について

<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/jigyousyoukeikasokukar6.html>

本件補助金及び事業承継全般に関するご相談は、鹿児島県中小企業支援課もしくは鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせください。

【鹿児島県中小企業支援課 中小企業支援係】

☎（099）286-2951 受付時間 8:30~17:00（平日）

【鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター】

☎（099）225-9550 受付時間 9:00~17:00（平日）